

日行連発第559号
令和3年8月5日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

社労業務取扱証明書の発行について（お願い）

平成11年度より社労業務推進の一環として行って参りました社労業務取扱証明書の発行・回収について、今年度も引き続き実施することといたします。

つきましては、下記の要領にて、希望会員向けの周知及び新規発行の募集を行いますので、「社労業務取扱証明書発行願い」（様式1）の取りまとめ等ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 会員向け周知・募集方法：『月刊 日本行政』令和3年9月号に案内記事を掲載予定
2. 発行要領：別紙のとおり
3. 希望会員から単位会への申込締切日：9月24日（金）必着
4. 各単位会から日行連への申込締切日：10月8日（金）必着

※お手数ですがPDF化した「発行願い」をメールに添付してお送りください。

宛先：日行連事務局 業務課業務一係 gyoumul@staff.gyosei.or.jp

以上

【社労業務取扱証明書 発行要領】

(1) 新規発行について

- ①希望会員より申込みがありましたら、当該会員が経過措置該当者であることをご確認いただき、希望会員の申込書を取りまとめの上、日行連への申込締切日までに、一括して日行連業務課宛 (gyoumu1@staff.gyosei.or.jp) にメール送付願います。前年度までに発行済み会員の重複申込みはできませんので、ご留意願います。
- ②昭和55年改正法施行当時会員であった方が、一度、退会・廃業し、再度入会・登録した場合は入会年月日の欄に、昭和55年9月1日現在会員であったことが確認できるよう、昭和55年9月1日以前の入会日、退会・廃業日、及び再度入会・登録した日を記載するようご指導願います。
- ③証明書の作成には1～2ヶ月を要します。
- ④証明書は出来上がり次第、日行連より各単位会宛に送付いたしますので、貴会より会員へ配付して下さるようお願いいたします。

(2) 再発行について

前年度までの発行済み会員の再発行につきましては「社労業務取扱証明書再発行願い」(様式2)にて、日行連業務課宛(同上)に別途お申し込み願います。再発行につきましては、製作費及び郵送料は個人負担となりますので、ご了承願います。

(3) 返却について

発行済み会員の退会・廃業に際しては、「社労業務取扱証明書返却届出書」(様式3)に証明書を添えて、日行連業務課宛に返却をお願いしておりますので、該当会員へのご指導をお願いいたします。

※再発行、返却につきましては、随時承ります。新規発行時と同様に単位会を経由して提出をお願いいたします。

※各種様式(様式1, 2, 3)の入手方法

日行連HP→会員ページ「連con」へログイン→業務関連情報→社労税務・生活衛生部門→「社労業務取扱証明書の発行等に係る各種様式ダウンロードについて」(2019年8月9日配信)において、Wordファイルでご用意しております。

(様式1)

令和 年 月 日

社労業務取扱証明書発行願い

日本行政書士会連合会会長殿

私は、昭和55年9月1日現在、行政書士会に入会しているため、日本行政書士会連合会の社労業務取扱証明書の発行を希望します。

登録番号（8桁） 行政書士証票の登録番号を ご記入願います	
所属単位会名	
氏名（フリガナ） 大きく正確にご記入願います	
事務所所在地	
入会年月日 昭和55年9月1日現在の在籍が 確認できるようご記入願います	

※単位会にて取りまとめ後、日行連業務課業務一係宛 (gyoumu1@staff.gyosei.or.jp)
にご回答いただきたくお願い申し上げます。

(様式2)

令和 年 月 日

社労業務取扱証明書再発行願い

日本行政書士会連合会会長殿

下記の理由により、社労業務取扱証明書の再発行をお願いします。

登録番号（8桁） 行政書士証票の登録番号を ご記入願います	
所属単位会名	
氏名（フリガナ） 大きく正確にご記入願います	
事務所所在地	
入会年月日	
理由	

【注】①再発行願いは、所属単位会を経由して提出してください。

②再発行については、本人の実費負担となります。（製作費、郵送代等）

③再発行証明書送付先希望（所属単位会が本人に確認して、○印願います。）

・所属単位会宛

・本人事務所宛

(様式3)

令和 年 月 日

社労業務取扱証明書返却届出書

日本行政書士会連合会会長殿

下記の理由により、社労業務取扱証明書を添付し、返却します。

登録番号（8桁） 行政書士証票の登録番号を ご記入願います	
所属単位会名	
氏名（フリガナ） 大きく正確にご記入願います	
理由	

【注】①返却届出書は、所属単位会を經由して提出してください。

②証明書の紛失等により添付できない場合には、その旨を記載し、返却届出書のみを提出してください。